

犬・猫の飼育方法の確認を！

ペットがご近所トラブルを引き起こす原因となることは珍しいことではありませんが、その多くは飼い主として自覚がなかったり、動物が苦手な人への配慮が足りなかったりすることによるものと言われています。

最近あったトラブルの一例

犬

①飼犬登録をしていない

最近村内で保護された迷い犬が飼犬登録されていなかったケースがありました。

※愛犬が亡くなった場合、死亡届をお願いします(役場へご連絡ください)。

②狂犬病予防注射を受けさせていない

全国的に接種率が年々下がっており、飼い主の意識が低下しています。

猫

①放し飼い

近所のお宅への侵入や糞害などトラブルの主な原因になります。

②多頭飼い

目が行き届かなかったり、無計画な繁殖を助長する場合があります。



ペットを飼っている限りついて回る問題ですので他人事に考えず、飼い主としてマナーを守り、今一度しつけを真剣に考え実践しましょう。

村営住宅(メゾンコスモス) 入居者募集について

村では平成九年度より第一メゾンコスモスから第十メゾンコスモスを若者定住促進住宅として建設してまいりました。ご結婚されている方、ご結婚予定の方に村営住宅を提供させて頂き、若者の人口増加に大きく貢献してきました。

今年の春先の引っ越し等で、メゾンコスモスに空室があります。

ご結婚をひかえていらっしゃる、ご結婚されて引っ越しを考えていらっしゃる方でご希望がありましたら、次の連絡先へご連絡ください。

(下條村役場振興課 二七二二三一一)

司法書士による「養育費なんでも電話相談室」のごどもの笑顔のために「開催のお知らせ」

県青年司法書士協議会では養育費に関する電話相談会を開催します。

日時

平成二十六年十二月六日(土)
午前十時から午後五時まで

電話番号

〇一二〇―四四八―七八八
(フリーダイヤル)

相談料は無料です。秘密は厳守します。
問い合わせ

県青年司法書士協議会

〇二六三―八五―三二六八

悪徳商法・特殊

詐欺などの

被害に遭わない

ために

近年、注文をしていないのに、商品を勝手に送りつけてくる「送りつけ商法」などの「悪質商法」や、「おれおれ詐欺」「架空請求詐欺」、〇〇をすると言葉巧みに誤信させる「儲かります詐欺」など、様々な手口で我々を騙そうとする事をよく耳にします。

これらの悪徳商法・特殊詐欺の被害に遭わないために、「うまい話を信用しない。」「一人で抱え込まずに相談する。」「自分も家族も身に覚えのないものはハッキリ断る。」を心掛けましょう。

困った時は、飯田消費生活センター・阿南警察署・役場にご相談ください。

